

登録有形文化財

石造アーチ型の水路兼歩道橋

みながせきもん 三永の石門

広島県東広島市

明治9年（1876）旧西国街道は国道に指定され、竹原市田万里から東広島市三永への急坂道が改良されることになりました。しかし、峠の切り通し部には鯉が原用水路が整備されていたため関係者から反対され、その結果道路上に石橋を設けて用水路を通すことで、ようやく工事に着手しました。

当初は長い石材を用いて桁橋を架けましたが、石の重さに耐えられず失敗し、やむなく石橋はアーチ橋に変更されました。5年という月日をかけて明治15年（1882）春に完成したこの石門は広島県呉市広町の石工鼎によるもので、その威風堂々とした姿は、単なる用水路というよりも賀茂台地に立つ凱旋門と言った風格さえ漂わせています。

幅11.7m、アーチ部幅員3.7m、長さ9.6mという三永の石門の特徴は、切石で組み上げたアーチ部の周囲を薄い板石で巻くという独特の技術が見られます。これは盛土より生じる荷重を散らすという構造上の役割を果たしていると思われます。また装飾面の効果もあり、ひさしを備えた点とあわせてデザインの優秀さがうかがえます。このような構造の石造アーチ橋は他に例がなく、近郷在住の人々に長く親しまれ誇りに思われてこられた石門であったといえます。

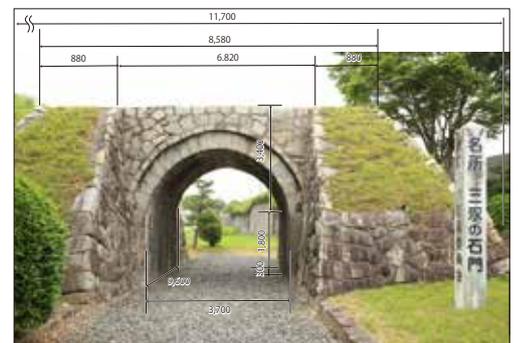
しかし、昭和51年（1976）に国道2号の拡幅工事が行われることになり、石門も一旦は撤去されて翌年に解体されましたが、保存を求める声が高く、同53年に元の位置より100m離れた現在地に移転、復元されて残されました。

石門傍の説明板に「三永の石門は、農業用水を守るための、石橋であり、本州唯一の純粹に農民のための石造アーチ橋です。この点において、三永の石門は地域の生活と一体化した貴重な文化遺産であるということが出来るでしょう。」と記されていることを裏付けるかのように、平成10年（1998）9月2日に国の登録有形文化財に登録されました。



路上に設けられた三永の石門は昭和36年（1961）に現在の国道2号に改築されるまで下が国道、上が水路兼歩道橋として機能した山陽道の名所であった。

■位置図



側面からみた水路



アーチ内側